

処 分 の 概 要	法令等の違反に対する処分
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小企業等協同組合法 第106条第1項
法令(例規)番号	昭和24年法律第181号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	(法令等の違反に対する処分) 第106条 行政庁は、第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	中小企業等協同組合への解散命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小企業等協同組合法 第106条第2項
法令(例規)番号	昭和24年法律第181号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	実態、今後の再建の見込み、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かの判断をするものとする。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの ①：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	基盤施設計画の認定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第6条第2項
法令(例規)番号	平成5年法律第51号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	<p>(基盤施設計画の変更等)</p> <p>第6条</p> <p>2 経済産業大臣は、前条第1項の認定に係る基盤施設計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定基盤施設計画」という。)が、同条第4項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定基盤施設計画に従って基盤施設事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(基盤施設計画の認定)</p> <p>第5条</p> <p>3 基盤施設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 基盤施設事業の目標</p> <p>(2) 基盤施設事業の内容</p> <p>(3) 基盤施設事業の実施時期</p> <p>(4) 基盤施設事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>(5) 商工会等以外の者が基盤施設事業の全部又は一部を実施する場合にあっては、当該実施する者並びにその者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法</p> <p>4 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その基盤施設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項が基本指針に照らして適切なものであること。</p> <p>(2) 前項第3号及び第4号に掲げる事項が基盤施設事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p> <p>(3) 前項第5号に規定する場合にあっては、同号に掲げる者が基盤施設事業の全部又は一部を実施することが当該基盤施設事業の効果的かつ適切な実施のために特に必要であり、かつ、同号に掲げる指導及び助言の方法が適切なものであること。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	連携計画の認定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 第19条第2項
法令(例規)番号	平成5年法律第51号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	<p>(連携計画の変更等)</p> <p>第19条 2 経済産業大臣は、前条第1項の認定に係る連携計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定連携計画」という。)が、同条第3項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は認定連携計画に従って連携事業が実施されていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>(連携計画の認定)</p> <p>第18条 2 連携計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 連携事業及びこれと連携して実施される支援事業の内容 (2) 連携事業を実施する者 (3) 連携事業の実施時期 (4) 連携事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 (5) 第2号に掲げる者に対して商工会等が行う指導及び助言の方法</p> <p>3 経済産業大臣は、第1項の認定の申請があった場合において、その連携計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をす (1) 前項第1号に掲げる事項が基本指針に照らして適切であり、かつ、当該連携事業が連携して実施されることが当該支援事業の効果的な実施に資するものであること。 (2) 前項第2号に掲げる者が連携事業を実施する者として適切なものであること。 (3) 前項第3号及び第四号に掲げる事項が連携事業を確実に遂行するために適切なものであること。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	特定工場の設置場所の変更命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	工場立地法 第10条第1項
法令(例規)番号	昭和34年法律第24号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	<p>(変更命令)</p> <p>第10条 都道府県知事は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内に行わなければならない。</p> <p>第9条</p> <p>2 省略</p> <p>(1) 第4条第1項の規定により公表された準則(第4条の2第1項の規定により都道府県準則が定められた場合又は同条第2項の規定により市準則が定められた場合にあつては、その都道府県準則又は市準則を含む。)に適合せず、特定工場の周辺の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 特定工場の設置の場所が指定地区に属する場合において、当該特定工場からの汚染物質の排出が当該指定地区において設置され又は設置されると予想される特定工場からの汚染物質の排出と一体となることによりその周辺の地域における大気又はその周辺の公共用水域における水質に係る公害の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	高度化事業計画の認定の取消し
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	中小小売商業振興法施行令 第9条第2項
法令(例規)番号	昭和48年政令第286号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	<p>中小小売商業振興法に基づく高度化事業計画の認定の基準及び事務処理要領 (平成12年5月4日)</p> <p>第11 高度化事業計画の認定の取消し 次に規定する場合には、高度化事業計画の認定を取り消すことができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 認定計画の全部又は一部が実施されず、かつ、当該高度化事業の実施期間中に当該高度化事業が実施される見込みがなく、その結果認定基準に適合しなくなると認めるとき。2 高度化事業の内容が大幅に変更されたにもかかわらず、認定計画の変更の認定を受けず、その結果、認定基準に適合しなくなると認めるとき。3 認定計画の記載事項に虚偽の記載があることが見出され、当該認定計画に基づく高度化事業の実施に対する助成を行うことが適切でないとき。
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	電気用品の提出命令
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	電気用品安全法 第46条の2第1項
法令(例規)番号	昭和36年法律第234号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	<p>(電気用品の提出) 第46条の2 経済産業大臣は、前条第1項の規定によりその職員に検査をさせ、又は同条第4項の規定により機構に検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる電気用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。</p> <p>電気用品安全法等に基づく経産省の処分に係る審査基準等について 第46条の2第1項の規定の「その所在の場所において検査をさせることが著しく困難である」とは、その場所に検査設備がない場合、検査に長時間を必要とする場合、検査設備が大規模又は精密なものであるためその場所に搬入することが困難である場合等をいう。 (平成20年5月1日商第4号経済産業大臣通達)</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	中小企業等に対する助成の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町中小企業振興条例施行規則 第9条
法令(例規)番号	昭和55年美幌町規則第5号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	(助成の取消し等) 第9条 町長は、第6条の規定により助成の決定通知を受けた者及び第7条の規定により助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成の取消し又は交付した助成金の全部若しくはいずれか部を返還させることができる。 (1) 申請書その他の書類に虚偽の記載をしたとき。 (2) 条例及びこの規則に違反したとき。 (3) その他助成を行うことが不相当と認めたとき。
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	労働会館使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町労働会館条例 第9条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第46号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 商工労政担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は労働会館の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第6条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他労働会館の管理上支障があるとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	交流促進センター使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌町交流促進センター条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第41号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 観光担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又はセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第7条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 感染症にかかっているとき。</p> <p>(5) その他センターの管理上支障があるとき。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	

処 分 の 概 要	美幌峠レストハウス展望休憩室使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌峠レストハウス展望休憩室条例 第10条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第42号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 観光担当
処 分 基 準 の 内 容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は展望休憩室の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第7条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき。</p> <p>(5) その他展望休憩室の管理上支障があるとき。</p> <p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	

処 分 の 概 要	美幌ターミナル物産センター(林業館)使用許可の取消し等
法令(例規)名及び 根 拠 条 項	美幌ターミナル物産センター条例 第11条
法令(例規)番号	平成21年美幌町条例第44号
所 管 部 署 名	経済部 商工観光グループ 観光担当
処分基準の内容	<p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用許可の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあっても、町長はその賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が、使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は林業館の管理上やむを得ない事由が生じたとき。</p> <p>(4) 使用者が、第9条各号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>第9条各号とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織及びその構成員の利益になるとき。</p> <p>(3) 建物又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他林業館の管理上支障があるとき。</p>
	処分基準の未設定理由 ア：処分基準が法令の定めに尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	